

4日獣発第176号  
令和4年9月29日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内 勇夫  
(公印及び契印の押印は省略)

## 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」の実施に向けた法遵守状況の自主点検について（依頼）

このたび、公取企第135号をもって公正取引委員会事務総局取引部長から、20220912中庁第3号をもって中小企業庁事業環境部長から、4消安第3150号をもって農林水産省大臣官房審議官（兼消費・安全局兼輸出・国際局）から、令和4年9月20日付けの同一文書にて別添のとおり通知がありました。

このたびの通知内容は以下のとおりです。

- (1) 令和3年12月27日、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられたこと。
- (2) 本パッケージでは、法違反が多く認められる業種において、公正取引委員会・中小企業庁と事業所管省庁の連名により、事業者団体に対して法遵守状況の自主点検を行うよう要請を行うこととされていること。
- (3) 令和4年5月31日、公正取引委員会及び中小企業庁は令和3年度における「価格転嫁に係る業種分析報告書」を取りまとめ、下請法違反行為類型である「買ったたき」、「減額」及び「支払遅延」の3類型を合計した処理件数が年間50件以上となった43業種のうち、さらに当該業種における総事業所数当たりの件数等を総合的に勘案して、法違反が多く認められ、法遵守状況の自主点検の対象となる19業種を選定したこと。
- (4) 獣医業がこの法遵守状況の自主点検の対象となる19業種に該当したことから、傘下企業において法遵守状況の自主点検を行っていただきたいこと。

つきましては、貴会会員のうち小動物開業獣医師に下記URLのアンケートフォームにてご回答いただくようご案内いただきたく、ご協力の程、よろしくお願いたします。

### 【アンケートフォーム】

[https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/tikusui/partner\\_zyuigyau.html](https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/tikusui/partner_zyuigyau.html)

本内容の問合せ先
日本獣医師会事務局（担当：山本、石川、榊原、守尾）
E-mail. yamamoto@nichiju.or.jp
TEL. 03-3475-1601

公取企第 135 号  
20220912 中庁第 3 号  
4 消安第 3150 号  
令和 4 年 9 月 20 日

公益社団法人日本獣医師会 会長  
藏内 勇夫 殿

公正取引委員会事務総局取引部長  
中小企業庁事業環境部長  
農林水産省大臣官房審議官（兼消費・安全局兼輸出・国際局）  
（公印省略）

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」  
の実施に向けた法遵守状況の自主点検について（要請）

令和 3 年 12 月 27 日、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会。以下「転嫁円滑化施策パッケージ」といいます。）が取りまとめられました。

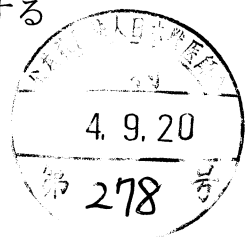
転嫁円滑化施策パッケージにおいては、「法違反が多く認められる業種については、公正取引委員会・中小企業庁と事業所管省庁が連名で、事業者団体に対して、傘下企業において法遵守状況の自主点検を行うよう要請を行う」こととされています。（参考）

令和 4 年 5 月 31 日、公正取引委員会及び中小企業庁は、転嫁円滑化施策パッケージに基づく取組として、令和 3 年度における下請法違反被疑事件の処理状況、荷主と物流事業者との取引に関する調査結果に基づき、事例、実績、業種別状況等について、「価格転嫁に係る業種分析報告書」として取りまとめました。

同報告書においては、日本標準産業分類（中分類）を基に、下請法違反行為類型である「買ったたき」、「減額」及び「支払遅延」の 3 類型を合計した処理件数が年間 50 件以上となった業種として 43 業種記載しています。

以上を踏まえ、今般、公正取引委員会及び中小企業庁は、下請法違反行為が多く認められる業種として、下請法違反被疑事件の処理件数を基礎として、当該業種における総事業所数当たりの件数等を総合的に勘案して、法違反が多く認められ、法遵守状況の自主点検の対象となる 19 業種を選定しました。

獣医業については、法遵守状況の自主点検の対象となる 19 業種に該当する



ことから、貴団体におかれましては、本年9月の「価格交渉促進月間」を見据えて、傘下企業において法遵守状況の自主点検を行っていただきますようお願いいたします。

自主点検に当たっては、下記 URL のアンケートフォームを御周知ください。  
( [https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/tikusui/partner\\_zyuigyou.html](https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/tikusui/partner_zyuigyou.html) )

なお、自主点検の結果を取りまとめた報告内容については、公正取引委員会、中小企業庁及び農林水産省において共有するほか、報告内容について公表する場合がありますので、あらかじめ御留意ください。

あわせて、貴団体におかれましては、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう、転嫁円滑化施策パッケージに関する取組について、傘下企業に周知いただくよう、お願いいたします。

(参考) 転嫁円滑化施策パッケージ

## 2. 価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化

### (1) 価格転嫁円滑化スキームの創設【公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁】

- ・業種別の法遵守状況の点検を行う新たな仕組みを創設する。この新しい仕組みにおいては、公正取引委員会・中小企業庁が事業所管省庁と連携を図り、事業者について、①関係省庁から情報提供や要請、②下請事業者が匿名で、「買ったたき」などの違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を公正取引委員会・中小企業庁に提供できるホームページの設置（「違反行為情報提供フォーム」）を通じて、広範囲に情報提供を受け付ける。このため、価格転嫁に関する関係省庁連絡会議を内閣官房に設置する。
- ・今年度末までに把握した情報に基づき、来年6月までに、事例、実績、業種別状況等について公正取引委員会・中小企業庁が報告書を取りまとめ、公表する。これにより、問題点を明らかにするとともに、**法違反が多く認められる業種については、公正取引委員会・中小企業庁と事業所管省庁が連名で、事業者団体に対して、傘下企業において法遵守状況の自主点検を行うよう要請を行う。**
- ・また、公正取引委員会、中小企業庁は、これらの情報に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、重点立入業種として、毎年3業種ずつ対象を定めて、立入調査を行う。

## 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」の実施に向けた法遵守状況の自主点検回答フォーム（獣医薬関係者の方向け）

令和3年12月27日、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会。以下「転嫁円滑化施策パッケージ」といいます。）が取りまとめられました。

転嫁円滑化施策パッケージに基づき、獣医薬業については、法遵守状況の自主点検の対象となっておりますので、アンケートに回答いただけますと幸いです。

なお、自主点検の結果を取りまとめた報告内容については、公正取引委員会、中小企業庁及び農林水産省において共有するほか、報告内容について公表する場合がありますので、あらかじめ御留意ください。

- 情報の取り扱いについては、「プライバシーポリシー」をご覧ください。
- このページで入力された情報は、SSLと呼ばれる暗号化通信技術により保護されています。
- 入力に際しては、半角カタカナ、丸囲みの数字、ローマ数字、全角1文字になっている単位・記号などの機種依存文字<sup>[別ウィンドウで開きます]</sup>はお使いいただけません。

問1 貴社は、発注者の立場において、取引先事業者（発注先）との取引価格について、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁を受け入れていますか。
<input type="radio"/> 概ね転嫁を受け入れている。 <input type="radio"/> 一部転嫁を受け入れている。 <input type="radio"/> ほとんど転嫁を受け入れていない。
問2 貴社は、毎年9月と3月の価格交渉促進月間のタイミングで、取引先事業者（発注先）からの価格交渉・価格転嫁の要請に積極的に応じるようにしていますか。
<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ <input type="radio"/> 9月や3月以外のタイミングで、少なくとも年1回、定期的に価格交渉に応じている。
問3 貴社は、受注者の立場において、取引先事業者（発注元）との取引価格について、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁ができていますか。
<input type="radio"/> 概ね転嫁できている。 <input type="radio"/> 一部転嫁できている。 <input type="radio"/> ほとんど転嫁できていない。
問4-1 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置いたことはありますか（価格の交渉の場を設けなかった場合も含みます。）。
<input type="radio"/> 明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことがある。 <input type="radio"/> 明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことはない。
問4-2 問4-1において「明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことがある」に該当した場合、その後の状況を回答してください。
<input type="radio"/> 過去に取引価格を据え置いたことがあるものの、現在、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について明示的に協議している。 <input type="radio"/> 過去に取引価格を据え置いたことがあるものの、現在は取引価格を据え置いていない。 <input type="radio"/> 現在も取引価格を据え置いているが、今後、速やかにコスト上昇分の取引価格への反映の必要性について明示的に協議する予定である。 <input type="radio"/> 現在も取引価格を据え置いているものの、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について明示的に協議する予定はない。
問5-1 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、貴社が取引価格の引上げを取引先事業者から求められたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで取引先事業者へ回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置いたことはありますか。
<input type="radio"/> 価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで取引先事業者へ回答することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことがある。 <input type="radio"/> 価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで取引先事業者へ回答することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことはない。
問5-2 問5-1において「価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで取引先事業者へ回答することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことがある」に該当した場合、その後の状況を回答してください。
<input type="radio"/> 現在、文書や電子メールなどで理由を回答することとしている。 <input type="radio"/> 今後、速やかに文書や電子メールなどで理由を回答する予定である。 <input type="radio"/> 文書や電子メールなどで理由を回答する予定はない。
問6-1 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇によって資金繰りが厳しくなったことを理由に、支払期日までに下請代金を支払わなかったことはありますか。
<input type="radio"/> 支払期日までに下請代金を支払わなかったことがある。 <input type="radio"/> 支払期日までに下請代金を支払わなかったことはない。

問6-2	問6-1において「支払期日までに下請代金を支払わなかったことがある」に該当した場合、その後の状況を回答してください。
	<input type="radio"/> 現在、支払期日内に支払っている。 <input type="radio"/> 支払期日までの支払はできていない。
問7-1	労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇によってコストが増加したことを理由に、下請代金を減じて支払ったことはありますか。
	<input type="radio"/> 下請代金を減じて支払ったことがある。 <input type="radio"/> 下請代金を減じて支払ったことはない。
問7-2	問7-1において「下請代金を減じて支払ったことがある」に該当した場合、その後の状況を回答してください。
	<input type="radio"/> 現在は支払代金を減じていない。 <input type="radio"/> 現在もコストが増加しているため、支払代金を減じている。
問8	「買いたたき」、「減額」又は「支払遅延」に該当する行為を行わないように、社内において、どのような管理体制を構築していますか（複数回答可）。
	<input type="checkbox"/> 独占禁止法・下請法違反の未然防止に関する社内規定・マニュアルを整備している。 <input type="checkbox"/> 独占禁止法・下請法違反の未然防止に関する研修を実施している。 <input type="checkbox"/> 管理体制を構築していない。
問9	パートナーシップ構築宣言について、以下のうち、どのような対応をしていますか。
	<input type="radio"/> 宣言済みであり、取引先に周知済みである。 <input type="radio"/> 宣言済みであるが、取引先に周知していない。 <input type="radio"/> 宣言していないが、宣言することを検討中である。 <input type="radio"/> 宣言しておらず、宣言することも検討していない。 <input type="radio"/> そもそも知らなかった。

送信確認

リセット

#### お問合せ先

##### 消費・安全局 畜産安全管理課

担当者：渡邊、金須

代表：03-3502-8111（内線4534）

ダイヤルイン：03-6744-2103

公式SNS



イベント情報

関連リンク集

農林水産省  
トップページへ

# 農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
 電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)  
 法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[📍 サイトマップ](#)
[📄 プライバシーポリシー](#)
[🔗 リンクについて・著作権](#)
[🚫 免責事項](#)